

福島原発事故・刑事裁判報告の集い

～東京電力旧経営陣が無罪でいいのか～



勝保恒久元会長



武藤栄元副社長
(元原子力・立地本部長)



武黒一郎元副社長
(元原子力・立地本部長)

イラスト：人見やよい

福島第1原発3号機
2011年3月21日

9月21日(日) 午後1時30分～4時

講演

佐藤 和良さん

(福島県いわき市・市議員
福島原発刑事訴訟支援団団長)

海渡 雄一さん

(弁護士・元日弁連事務総長
刑事訴訟・被害者代理人)

宇野 朗子さん

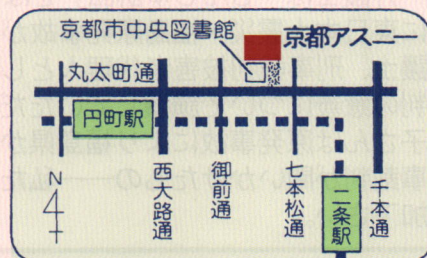
(福島から京都府へ避難
福島原発刑事訴訟支援団)

報告

原発賠償訴訟・京都原告団

京都アスニー

(中京区丸太町七本松西入北側
市バス・京都バス「丸太町七本松」下車
JR円町駅・東へ徒歩10分)



参加費

500円 (高校生以下無料)

主催

福島原発告訴団関西支部

TEL. 075-465-2451 (佐伯)

後援

チェルノブイリ・フクシマ京都実行委員会

NPO法人 使い捨て時代を考える会

原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会

NPO法人 市民環境研究所

福島原発刑事裁判とは

2011年3月11日の東日本大地震に端を発する福島原発事故は、福島県のみならず東北・関東甲信・東海地方に放射能公害をもたらし、約20万人もの避難者が出ました。さらに農畜産物・魚介類に甚大な被害をもたらしました。

2012年、原発事故の責任をただそうと1万4586人（うち1893人が福島原発告訴団関西支部扱い）が、勝俣恒久東京電力前会長らを刑事告訴しました。東京地検の不起訴、検察審査会の起訴議決を経て、2016年検察官役の指定弁護士が勝俣元会長、武藤栄元副社長、武黒一郎元副社長3人を強制起訴しました。

東京地裁では37回の公判が開かれ、津波は予見され事故は回避できた多くの新事実が明らかになりました。しかし2019年無罪判決、続く東京高裁も無罪判決。昨年10月勝俣被告死去、今年3月最高裁の上告棄却により、3人の刑事責任は認められませんでした。

いまだ終結出来ない原子力緊急事態宣言

福島原発事故から14年半が経ちます。原子力緊急事態宣言はいまだ終結出来ず、原発事故と被害は進行中です。

放射線障害防止法によって一般人に適用される年間1ミリシーベルトの規準は適用されず、年間20ミリシーベルトまでいいとの差別が罷り通っています。

原則、立ち入り禁止の帰還困難地域は、双葉町、浪江町など7市町村に残り、いまだバリケードが設置されています。その多くが森林です。

現在、避難者は福島県民だけで2万5千人。

放射能汚染水の放出が福島県漁連や全国漁連の反対を押し切って、安全な処分方法が他にないにもかかわらず、続けられています。

次の原発大事故を起こさないため

いま一度、福島原発事故から学ぼう

2011年、59基あった原発は次々と廃炉決定がなされ、再稼働許可が出ていないものを含め現在33基。

国会事故調査委員会の黒川清委員長は報告書冒頭で「政府は電力会社とともに、原発は安全、事故などは起こらないとしてきた。原発は無防備のまま3・11を迎えた。事故が人災なのは明らかだ。日本は今後、どう変わっていくのか。」

政府が原発推進に大きくカジを切った今こそ、福島原発事故から学ぶことが重要です。

9月21日（日）京都アスニー



佐藤和良さん・海渡雄一さん・宇野朗子さん

福島県いわき市に住む市議員・佐藤和良さんは、福島原発告訴団副団長・福島原発刑事訴訟支援団団長として、刑事告訴・裁判の先頭に立ってこられました。佐藤さんにはこの運動を振り返り、フクシマの今と今後についてお話ししていただきます。

海渡雄一弁護士は「もんじゅ訴訟」をはじめ多くの原発裁判に関わってこられました。日本弁護士連合会事務総長在任時に東日本大震災・福島原発事故が発生。日弁連として震災・原発事故対策に取り組みられました。福島原発告訴団弁護士、刑事裁判被害者代理人として活躍。著者に「原発訴訟」（岩波新書）。刑事裁判判決の問題点と刑事告訴・裁判の意義について講演していただきます。

宇野朗子さんは原発事故により福島県から京都府へ避難してこられました。刑事訴訟支援団の一員でもあります。「東電刑事裁判が問いかけたもの——私たちの応答は続く」と題してお話ししていただきます。ぜひ参加下さい。

東京電力福島第1原発事故の刑事裁判を巡る経過

2008年3月	東電が最大15.7%の津波が襲来する可能性があるとの試算を把握
11年3月	原発事故が発生 
12年6月	避難者らが東電の旧経営陣らを告訴・告発
13年9月	東京地検が旧経営陣らを不起訴
14年7月	検察審査会が旧経営陣3人について起訴相当議決
15年1月	地検が3人を再び不起訴
7月	検察審査会が起訴議決
16年2月	検察官役の指定弁護士が3人を強制起訴
19年9月	東京地裁が無罪判決 
23年1月	東京高裁が無罪判決
24年10月	勝俣恒久元会長が死去(後に公訴棄却)
25年3月	最高裁が無罪判決を支持する決定

毎日新聞より

主催

福島原発告訴団関西支部

後援

チェルノブイリ・フクシマ京都実行委員会
NPO法人 使い捨て時代を考える会
原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会
NPO法人 市民環境研究所

連絡先

TEL. 075-465-2451 (佐伯)